



第1回

求人票の「福利厚生」欄に注目！

●よく見る「社会保険完備」とは？

求人票の福利厚生欄に「社会保険完備」と記載されているのをよく見かけるとは思いますが、これは就職すると「健康保険」、「厚生年金保険」、「労災保険」、「雇用保険」という4つの制度に加入できますよ、という意味です。今回は、それぞれどのような制度なのかを具体的に解説します！第1回目は、皆さんに一番馴染み深く、今後様々な場面で利用する頻度が高いであろう「健康保険制度」についてご紹介します。

●健康保険とは？

仕事以外でケガや病気をしたときに利用できる制度です。みなさんが持っている「健康保険証」をよく見ると、左上に「健康保険被保険者証」と書かれていると思います。これは要するに、私は健康保険に加入していますよということを証明するいわば運転免許証と同じようなものなので、皆さんが保険証を病院等に提示することで治療費の3割を負担(年代や所得によって異なります)するだけで済むという仕組みです。

●3割負担だけじゃない！健康保険の様々な制度

手術等で高額な治療費がかかってしまう場合は「高額療養費制度」という年収に応じて自己負担した治療費の限度額を超えた場合に、後で払い戻されるという制度や、仕事以外の病気やケガで4日以上働けなくなってしまった場合、1年6ヶ月を限度に給与の3分の2を支給する「傷病手当金制度」があります。

また、本人やご家族が出産した場合に約42万円を支給する「出産育児一時金制度」も健康保険から支払われています。このように、健康保険には多くの制度がありますので、知っておくと様々な場面で活用できると思います。

※本記事は公開日時点の内容になりますので、予めご了承ください。

(公開日：2021.7.20)

執筆者：(株)トリックス 鈴木 翔太

経歴・専門

愛知県小牧市生まれ。国土舘大学政経学部卒。

自動車メーカー勤務後、損害保険会社の研修社員を経て株式会社トリックスに在籍。民間保険と社会保険双方の知識をつけ、顧客に最適なものを提案したいという思いから2級ファイナンシャル・プランニング技能士を取得。



※当内容は執筆者による見解を述べたものであり、記事や情報の内容に関しては十分な注意を払っておりますが、それらについての正確性や確実性、効果などを保証するものではありません。予めご了承ください。

※当記事の内容を含めた「就職または就職・活動」に関する質問事項がございましたら本サイトお問い合わせよりご連絡下さい。